

一般社団法人愛媛県臨床検査技師会

定 款

# 一般社団法人愛媛県臨床検査技師会定款

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会員
- 第4章 総会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 資産及び会計
- 第8章 定款の変更及び解散
- 第9章 事務局
- 第10章 雑則

# 一般社団法人愛媛県臨床検査技師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県臨床検査技師会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、臨床検査に関する技術及び知識の向上並びに県民の衛生思想の普及及び啓蒙を通じて、地域医療及び公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査に関する学会、研修会及び実技講習会の開催
- (2) 臨床検査に関する会誌、印刷物の発行
- (3) 臨床検査の精度管理に関する調査及び指導
- (4) 講演会等の開催により衛生思想の普及及び啓発活動
- (5) 地域保健事業への参加
- (6) 会員の表彰
- (7) 会員の福利厚生及び相互扶助に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 県内で就業又は居住する臨床検査技師及び衛生検査技師
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人の事業に顕著な功績のあった正会員で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得たもの

### (入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別の経費を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

### (会員名簿に記載した事項の変更)

第8条 会員名簿に記載した事項に変更が生じた会員は、1週間以内に書面をもってこれを会長に届出しなければならない。

- 2 前項の届出があったときは、会長は、会員名簿に変更の記載をしなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ総会において、当該除名の決議の前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、その他会員としての義務に基づき抛出した金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、総会の1週間前までに、その目的である事項、開催の日時及び場所を記載した書面を発して会長が招集する。ただし、緊急の場合は、正会員全員の同意を得て、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使できるとするときは、総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故等があるときは、他の理事を議長とする。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する正会員はその決議に参加することはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散及び残余財産の処分

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事または会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、代理人によって、その議決権を行使することができる。この場合には、当該正会員は総会ごとに代理権を証明する書面をこの法人あてに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は第19条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうち議長が指名した2名の議事録署名人が記名押印する。

3 総会の日から議事録を主たる事務所に10年間、備え置かななければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 10名以上17名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、4名以上8名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(役員親族等割合の制限)

第26条 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない

4 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務(代表権に係るものを除く。)を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に事故等があるときは、副会長を議長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年事業度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長、庶務及び会計を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第10章 雑則

### (委任)

第47条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は西宮達也とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、本定款第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。